

第69回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時



場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件



議決権行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分まで

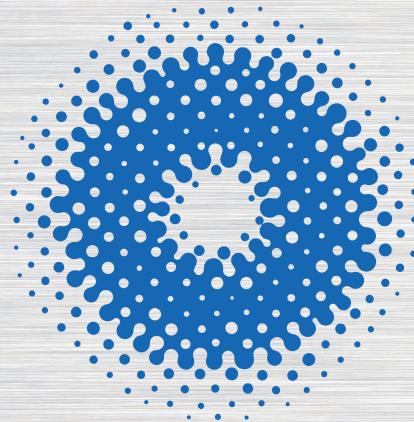
お土産廃止のお知らせ

株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社ビー・エム・エル

証券コード：4694



BML

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第69回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

代表取締役社長 近藤 健介

はじめに、この度の能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

BMLグループは創業以来、「豊かな健康文化を創造します。」という企業理念のもと、臨床検査事業、食品衛生事業および医療情報システム事業等を通じて、医療の発展と人々の健康づくりに貢献してまいりました。

社会経済環境が複雑に変化し不確実性が増す中、BMLグループはこれまで進めてきた第8次中期経営計画(2021～2023年度)の基本戦略フレームワークである「ラボネットワークの充実」、「営業力の充実」および「集配プロセスの革新」により品質・サービスを追求し、競争力を拡充してまいりました。

2024年度からは第9次中期経営計画(2024～2028年度)がスタートします。「さらなる品質」、「ソリューション」および「相互の発展」の追求をキーコンセプトとして、品質・サービスの向上と検査基盤の再構築に取り組み、医療機関の後方支援企業として国民の健康を支える企業を目指していきたく考えております。

BMLグループは、患者様や全国の医療機関にとって価値ある企業であり続けるために、グループビジョンである「医療界に信頼される企業をめざす」ことを最優先に活動し、これからも新たな技術の開発や様々な課題の解決に取り組んでまいります。

株主の皆様には、一層のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

豊かな健康文化を創造します。

私たちは、医学検査技術を基盤に磨き上げた、
高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、
医療の発展と、人々の健康づくりに貢献し、豊かで文化的な社会を創造します。

目次

■ 第69回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	45
■ トピックス	51

ご送付している内容は、法令及び当社定款第16条に基づき当社ウェブサイトに掲載した招集ご通知全文から一部を除いた内容になります。

証券コード 4694
2024年6月6日
2024年6月5日

(電子提供措置の開始日)

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長 近藤 健介

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bml.co.jp/ir/release/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「ビー・エム・エル」又は「コード」に当社証券コード「4694」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日(水)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 錦

3 目的事項	報告事項	(1) 第69期（自2023年4月1日 至2024年3月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
		(2) 第69期（自2023年4月1日 至2024年3月31日） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日のご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 郵送又はインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。5頁、6頁の「議決権行使のご案内」に従って2024年6月26日（水）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「業務の適正を確保するための体制」
 - ・「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第69回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに各議案の賛否をご入力ください。
詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

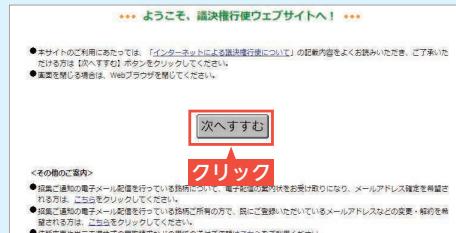
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識しており、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、そのような基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40.0円

総額 1,559,365,560円

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40.0円を含め、1株につき80.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

ご参考 1株当たり年間配当額の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は9頁から13頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 近藤 健介	代表取締役社長	100% 16回/16回
2	再任 荒井 信貴	代表取締役副社長BML検査本部担当 兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当 兼BML総合研究所長兼海外事業室長	100% 16回/16回
3	再任 武部 憲尚	代表取締役専務執行役員企画本部長 兼営業本部担当	100% 16回/16回
4	再任 大澤 英明	取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長 兼医薬治験営業部長	100% 16回/16回
5	再任 柴田 健治	取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長 兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長	100% 16回/16回
6	再任 山下 祐二	取締役執行役員システム本部長	100% 16回/16回
7	再任 寄高 由季子	社外 独立 取締役	100% 16回/16回
8	再任 新井 龍晴	社外 独立 取締役	100% 16回/16回
9	再任 大澤 茂	社外 独立 取締役	100% 16回/16回

候補者
番号

1

こんどう けんすけ
近藤 健介

(1966年9月18日生)

所有する当社株式の数 3,171,034株

再任



略歴、当社における地位および担当

1994年5月	医師免許取得	2006年6月	当社取締役執行役員医療学術担当
1994年6月	当社取締役	2014年1月	当社代表取締役社長
2004年6月	当社執行役員医療学術担当		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長、株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長、株式会社協同医学研究所代表取締役会長、株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長、株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長、株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長、株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長、有限会社エステート興業代表取締役社長

選任理由

近藤健介氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2014年1月に代表取締役就任以来、当社グループの経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより十分な実績を有していることから今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

あらい のぶき
荒井 信貴

(1960年3月30日生)

所有する当社株式の数 72,885株

再任



略歴、当社における地位および担当

1989年5月	医師免許取得	2020年6月	当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2005年6月	当社社外監査役	2022年6月	当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2009年6月	当社取締役	2024年5月	当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2009年12月	当社取締役常務執行役員BML総合研究所長		現在に至る
2015年6月	当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長		
2017年6月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長		

選任理由

荒井信貴氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2009年6月に当社取締役就任以来、検査部門、営業部門、企画部門、品質部門を歴任し、2017年6月に代表取締役就任以降も海外部門、管理部門など当社業務全般に携わっております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号3 たけべ のりひさ
武部 憲尚

(1962年4月28日生)

所有する当社株式の数 7,097株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

2015年4月	当社入社、販売管理部長兼経理部長	2022年6月	当社取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長
2016年4月	当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長	2023年6月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼グループ企画部長
2016年6月	当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長	2024年5月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼営業本部担当 現在に至る
2021年6月	当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長		

選任理由

武部憲尚氏は金融業務の知識と経験を有し、当社入社以来、経理部門、経営企画部門、グループ会社管理部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号4 おおさわ ひであき
大澤 英明

(1964年2月13日生)

所有する当社株式の数 5,423株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

1986年9月	当社入社	2021年4月	当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
2008年7月	当社近畿営業部長	2023年6月	当社取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 現在に至る
2010年6月	株式会社ジャパンクリニカルサービス代表取締役		
2016年4月	当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長		
2019年6月	当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長		

選任理由

大澤英明氏は当社入社以来、営業部門を中心に携わり、また集配関連子会社の代表取締役を務めるなど、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5** **しばた けんじ** **柴田 健治** (1959年12月20日生) **所有する当社株式の数** 6,329株 **再任**



略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2023年4月	当社取締役執行役員BML検査部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長
2014年4月	当社第一検査部長		現在に至る
2017年6月	株式会社盛岡臨床検査センター取締役		
2018年6月	当社執行役員企画本部部长		
2022年6月	当社取締役執行役員BML検査部長兼検査企画部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長		

選任理由

柴田健治氏は当社入社以来、検査部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6** **やました ゆうじ** **山下 祐二** (1965年8月6日生) **所有する当社株式の数** 3,499株 **再任**



略歴、当社における地位および担当

1988年11月	当社入社
2020年4月	当社検査システム部長
2020年7月	当社執行役員システム本部副本部長兼基幹システム部長
2022年6月	当社取締役執行役員システム本部長
	現在に至る

選任理由

山下祐二氏は当社入社以来、システム部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7 よりたか ゆきこ
寄高 由季子

(1964年7月9日生)

所有する当社株式の数 623株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1987年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2020年4月	同行執行役員人事部副担当役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部副担当役員
2016年4月	同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長	2020年6月	当社社外取締役（現任）
2017年4月	同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部研修所長	2021年5月	株式会社日本総合研究所常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
		2024年4月	株式会社日本総研ホールディングス取締役兼株式会社日本総合研究所専務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本総研ホールディングス取締役、株式会社日本総合研究所専務執行役員、株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寄高由季子氏は金融分野と人事分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、金融分野と人事分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

8 あらい たつはる
新井 龍晴

(1956年10月20日生)

所有する当社株式の数 216株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1982年4月	昭和電工株式会社入社	2014年1月	同社執行役員本社石油化学品事業部長
2004年3月	同社川崎事業所生産技術部長	2017年1月	同社常務執行役員石油化学品事業部長
2006年3月	同社川崎事業所所長	2018年1月	ユニオン昭和株式会社代表取締役社長
2008年1月	同社本社化学品事業部情報電子化学品部長	2021年1月	同社相談役
2010年3月	同社本社生産技術部長	2021年6月	当社社外取締役 現在に至る
2012年1月	同社執行役員大分事業所大分コンビニート代表		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新井龍晴氏は化学業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、化学業界における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

9

おおさわ
大澤しげる
茂

(1957年5月13日生)

所有する当社株式の数 216株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

1980年4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行	2010年6月	同社代表取締役専務執行役員
2002年4月	翼システム株式会社	2012年4月	同社代表取締役副社長
2006年6月	矢作建設工業株式会社常務執行役員	2021年6月	同社顧問
2007年6月	同社取締役専務執行役員	2022年6月	当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

矢作建設工業株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤茂氏は金融分野と建設分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、主に建設分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当社と寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2025年3月1日に当該保険契約を更新する予定です。
6. 各取締役候補者の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

の はら しゅん すけ
野原 俊介 (1979年11月11日生)

所有する当社株式の数 0株

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 光和総合法律事務所入所
 2015年8月 Kelvin Chia Partnership入所
 2016年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2016年10月 光和総合法律事務所パートナー（現任）
 2022年8月 Cocolive株式会社 社外監査役（現任）
 2023年10月 株式会社Olive Union 社外監査役（現任）
 現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

野原俊介氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と企業顧問弁護士としての豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせると判断し、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しておりません。
3. 当社と社外監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 野原俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

取締役

氏名	当社における地位	取締役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・ 工学	情報技術	戦略企画	財務・ 会計	人事・ 労務	リスク・ 法務
近藤 健介	代表取締役社長	○	○	○		○			○
荒井 信貴	代表取締役副社長	○	○	○		○		○	
武部 憲尚	代表取締役専務執行役員	○				○	○		○
大澤 英明	取締役執行役員					○			
柴田 健治	取締役執行役員			○		○			
山下 祐二	取締役執行役員			○	○	○			
寄高 由季子	社外取締役						○	○	○
新井 龍晴	社外取締役	○		○					
大澤 茂	社外取締役	○		○		○	○		

監査役

氏名	当社における地位	監査役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・ 工学	情報技術	戦略企画	財務・ 会計	人事・ 労務	リスク・ 法務
森下 健一	監査役						○	○	○
徳尾野 信成	社外監査役						○	○	
出縄 正人	社外監査役							○	○

上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような経済環境のもと受託臨床検査業界におきましては、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行した影響で、新型コロナウイルス関連検査の需要が減少しました。また、原材料費やエネルギーコスト等の高騰に加えて、業者間競争が続いていることから事業環境としては引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高137,964百万円（前期比13.5%減）、営業利益9,167百万円（前期比61.7%減）、経常利益9,605百万円（前期比60.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益6,034百万円（前期比61.3%減）となりました。当社グループにおきましては、既存検査の受託数・売上高は増加したものの、新型コロナウイルス関連の検査数が減少したことで売上高は減収となりました。また、利益につきましては、新型コロナウイルス関連の減収に加えて各種コストの上昇の影響もあり減益となりました。

売上高

137,964百万円
(前期比13.5%減)

営業利益

9,167百万円
(前期比61.7%減)

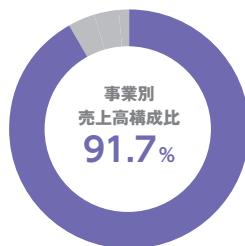
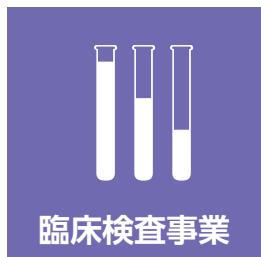
経常利益

9,605百万円
(前期比60.3%減)

親会社株主に帰属する当期純利益

6,034百万円
(前期比61.3%減)

以下に事業別の概況をご報告いたします。



事業内容

- **臨床検査** ルーチンから特殊検査まで4,000項目を超える検査を実施しています。
- **治験検査**

業績

連結
売上高

126,454百万円



臨床検査事業につきましては、新規獲得を図るとともに、既存ユーザーに対する新規検査項目・独自検査項目・重点検査項目拡販等の深耕営業を実施することで業績の拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルス関連の検査数が減少した影響が大きく、臨床検査事業の売上高は前期比14.4%の減収となりました。

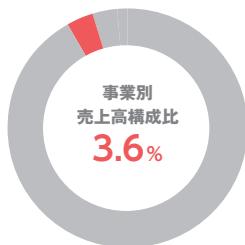
【研究開発活動】

当期の主要な研究開発成果として、次の3つの項目が挙げられます。

まず、皮膚や関節、血管などの結合組織に様々な症状を示す遺伝性結合組織疾患(HCTD)のNGSパネル解析による検査を2023年5月から受託開始しました。この検査は、信州大学医学部附属病院遺伝子医療研究センター(古庄知己センター長)との技術連携で行われ、遺伝学的検査(D006-4)として8,000点もしくは5,000点の保険適用が可能です。

次に、先天性難聴の新たな検査として症候群性難聴のアッシャー症候群と鰓耳腎症候群のNGSパネル解析を2024年3月から受託開始しました。これらの検査は、信州大学医学部人工聴覚器学講座(宇佐美真一特任教授)との技術連携で行われ、遺伝学的検査としてともに5,000点の保険適用が可能です。

最後に、これまでの家族性高コレステロール血症(FH)の遺伝子検査に加え、無βリポタンパク血症、家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)、原発性高カイロミクロン血症、タンジール病を合わせた5疾患の脂質異常症NGSパネル解析を独自に開発し、2024年5月から受託開始しました。本パネル解析は、遺伝学的検査として保険収載された脂質異常症に特化し、鑑別診断に必要な20種類の遺伝子を対象に検査します。タンジール病には8,000点、他の4疾患には5,000点の保険適用が可能です。



食品衛生事業につきましては、社会経済活動が回復していることで、新型コロナウイルス流行前の環境に戻つつあります。このような中、食品コンサルティングで店舗点検の受託数が堅調に推移したことで、売上高は前期比4.7%の増収となりました。

(検査事業における名称の変更)

当連結会計年度の期首より、ステークホルダーに対し解りやすい名称を使用することを目的として、従来「食品検査事業」としておりました名称を「食品衛生事業」に変更しております。

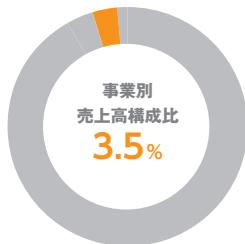
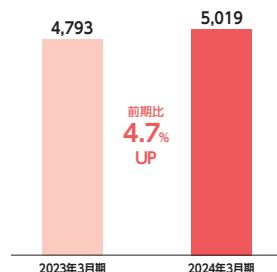
事業内容

- **食品コンサルティング** 食環境の総合的な衛生管理、消費者の健康と食の安全を支援しています。
- **食品、環境検査**
- **腸内細菌検査**

業績

連結
売上高

5,019百万円



医療情報システム事業につきましては、オンプレミス型電子カルテを一定数販売できているものの、2023年9月にオンライン資格確認の補助金申請期間の終了に伴い導入数が減少したことや、クラウド型電子カルテの販売を一時停止している影響もあり、前期比10.1%の減収となりました。なお、クラウド型電子カルテについては、販売の再開に向けて準備を進めております。

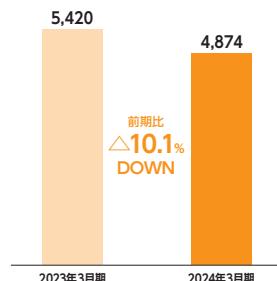
事業内容

- **電子カルテシステム** 診療所版電子カルテシステム「Qualis Cloud」、[Qualis]及び「Medical Station」の販売・保守を行っています。
- 開発・販売
- 保守サービス

業績

連結
売上高

4,874百万円





その他事業につきましては、治験実施医療機関支援（SMO）業務で睡眠障害の大型案件への対応や症例獲得数が増加しました。また、調剤薬局事業で診療報酬（薬価）引き下げの影響はあるものの、発熱外来増加による処方箋枚数の増加や新型コロナウイルス治療薬の処方が増加しました。これらにより、前期比6.6%の増収となりました。

事業内容

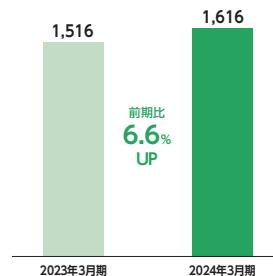
- 調剤薬局
- SMO

調剤薬局事業と高精度検査で医薬品開発をサポートしています。

※ SMO：特定の医療機関（治験実施施設）と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関。

業績 連結 売上高

1,616百万円



区分		売上金額(百万円)	前期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	52,802	3.9
	血液学的検査	11,066	3.9
	免疫学的検査	26,665	3.8
	微生物学的検査	6,892	9.2
	病理学的検査	9,514	4.9
	その他検査	19,512	△56.8
	(臨床検査事業計)	126,454	△14.4
	食品衛生事業	5,019	4.7
検査事業小計	131,473	△13.8	
医療情報システム事業		4,874	△10.1
その他事業		1,616	6.6
合 計		137,964	△13.5

(検査事業における名称の変更)

当連結会計年度の期首より、ステークホルダーに対し解りやすい名称を使用することを目的として、従来「食品検査事業」としておりました名称を「食品衛生事業」に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて23,650百万円であります。このうち主なものは、川越総合研究所新棟の建設工事費、病理学的ラボ・食品衛生ラボ建設に係る建物及び土地、自動分析装置等の検査機器であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資のための所要資金は、自己資金等によっております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

2024年度から第9次中期経営計画（2024～2028年度）がスタートします。この第9次中期経営計画では、グループビジョンの実現に向けて「さらなる品質」、「ソリューション」および「相互の発展」の追求をキーコンセプトとし、「10年先を見据えた事業拡大を確固たるものにする」ことを目標に、事業の成長を維持しつつ集中投資による事業基盤の大幅な拡充も同時並行で進めてまいります。

具体的には、「次世代ラボ構築」を核として「売上・シェア拡大」「収益性向上」「事業ポートフォリオ最適化」「サービスレベル強化」「標準化推進」「高機能検査開発」の6つの基本戦略フレームワークに基づき計画を推進します。

「次世代ラボ構築」においては、現在BML総合研究所6期棟をはじめピーシーエルジャパン新東京ラボ、BMLフード・サイエンス新棟の次世代ラボを建設中です。これにより今後10年先まで持続可能な検査能力の拡大を実現します。

「売上・シェア拡大」においては、営業リソースをマーケットに応じ適正に配備するとともに本部ソリューション機能を強化し、お客様の課題解決に取り組むことで取引の拡大を推進します。また、新たな検査項目・機能を拡充することでお客様のニーズに対応する体制を整備します。

「収益性向上」においては、当社の品質・サービスレベルの認知度を上げ、その価値に応じた価格設定を行い収益の改善を進めます。また、検体の集荷と結果報告・請求業務のプロセスを抜本的に見直すことで、業務コストの大幅な削減を推進します。さらに、次世代ラボの完成に伴い検査工程の効率化を進め、検査コストについても削減します。

「事業ポートフォリオ最適化」においては、臨床検査事業・食品衛生事業・医療情報システム事業のそれぞれの売上拡大を図りつつ、特に臨床検査事業について上記のとおりコスト削減を進め大幅な収益改善を行うことで、バランスのよいポートフォリオ別収益の向上を目指します。

「サービスレベル強化」においては、結果報告にスピードが求められる細菌検査・病理細胞診検査の地方分散を進めサービス向上を図ります。また、検査・電子カルテの各コールセンター機能を増強しお客様の相談や要望への対応レベルを向上させます。さらに、電子カルテを利用されるお客様への保守・メンテナンス対応を行う人員を増員し、サポート体制を強化します。

「標準化推進」においては、全国の自社ラボを規模別に分類し、ラボの規模に合わせた標準機器の選定・配備を進めるとともに統一された標準作業手順書を整備します。これにより検査業務の標準化を進め品質の向上を図ります。

「高機能検査開発」においては、先進的ゲノム解析デバイスの導入やバイオ企業・大学および研究機関との連携を強化することで、各種ゲノム検査等の高機能検査開発を進めます。

また、当社では第8次中期経営計画から「顧客体験価値の向上」×「業務効率化」をDXとして定義づけてDXソリューションに取り組んでいます。すでにDigital Reporting System(DRS)、電子カルテ等で診療をサポートする機能を提供していますが、今後も顧客の業務効率向上に資する機能の強化を図るとともに、新たなIT製品ラインアップも充実させてまいります。このため今後10年間にわたり約100億円のDX推進投資を計画しています。また、デジタル人財育成においては従業員の各種資格取得を進めていますが、今後資格取得支援を充実させるとともに高度DX人財を採用・育成してまいります。

さらに、第9次中期経営計画ではESGへの取り組みを強化してまいります。

「環境」においては、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、IEA(国際エネルギー機関)が公表している気候変動シナリオを参照のうえ、2050年時点における気候変動の影響を分析しています。なお、地球温暖化の急速な進行に対して抜本的なシステム移行を含めた厳しい対策が必要であるとの認識に基づき、1.5～2℃/4℃シナリオを選択しています。これに基づきCO2排出削減をはじめ環境に関するKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「社会」においては、人財開発・活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進として、女性職員のキャリア形成を目的とした各種施策を実施してまいります。さらに、従業員とその家族の健康保持・増進を目的とした健康で働きやすい職場環境の構築にも取り組んでまいります。これらにつきましても、それぞれの項目にKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「ガバナンス」においては、コーポレートガバナンス・コードや議決権行使助言方針を念頭に、取締役のダイバーシティ、監督・執行体制強化や内部統制レベルの強化を進めます。また、投資家説明会やIR活動をより積極的に行い投資家とのコミュニケーションを強化し相互理解を深めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営の推進については、自社の資本コストとROEを正しく認識し改善を進めてまいります。具体的には、潤沢な資金を上記のとおり次世代ラボ構築やDX等の成長投資に振り向け、その果実としての収益向上を確実なものとしします。一方、株主還元については従来の安定配当を継続しつつ還元性向をより充実させることで、投資と還元の適正化に取り組めます。これにより、資本コストを大きく上回るROE8.0%以上を達成します。

【ご参考】 BMLグループのサステナビリティ

私たちBMLグループは、企業理念に掲げる「豊かな健康文化を創造します」のもと、医療検査技術を基盤に磨き上げた高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、医療の発展と人々の健康づくりを目指してまいりました。

その企業理念のもと、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めます。

取り組みにあたっては、当方針や個別方針に基づき、お客さま、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、推進してまいります。

サステナビリティ基本方針

1. 豊かな健康文化の創造による貢献

- ・医学検査技術の基盤を活かして、高品質で付加価値の高いビジネスを展開し、医療の発展と人々の健康づくりに貢献します。
- ・「いつでも」、「どこでも」、「正確に」全ての臨床検査を実施し、地域医療と地域の発展に貢献します。
- ・多様化するお客さまのニーズや社会課題を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて果敢に挑戦します。

2. 地球環境の保全

- ・温室効果ガス削減、水資源・生物多様性など環境に配慮した検査サービスの提供など事業活動の全過程において地球環境の保全に取組み、人と地球を大切にす持続可能な社会の実現をめざします。

3. 人権の尊重

- ・企業活動によって影響を受ける全ての人々の人権を尊重します。

4. 働きがいと活力のある組織の実現

- ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様性を尊重・認め合いながらともに公平に活躍できる職場環境をつくります。
- ・従業員が健康・安全で働きやすい企業風土の醸成に努めます。
- ・創造的で活力のある組織を育てるため、従業員の向上心を大切にし、教育・研修機会の提供を通じた人材育成に努めます。

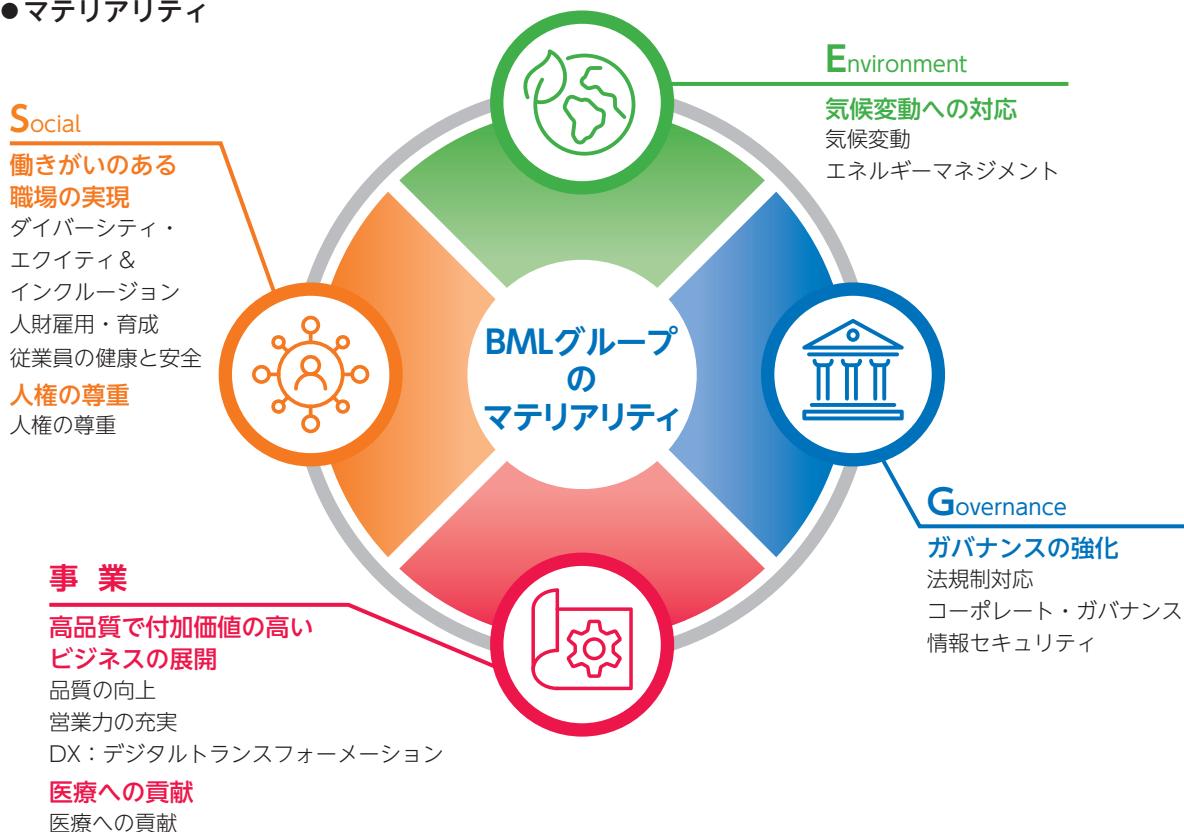
5. ステークホルダーからの信頼の確立

- ・経営の監督機能の強化、法令や規則の遵守、公正かつ自由な競争、適切な情報開示など、誠実で公正な企業活動を遂行することで、社会から高い信頼を得る経営を実現します。

マテリアリティの特定

BMLグループは企業理念である「豊かな健康文化を創造します」のもと事業活動を通じて豊かな社会の実現に向け取り組んでまいります。BMLグループでは社会とともに持続的な成長を遂げるため、6分類13個の重要課題(マテリアリティ)を特定いたしました。事業を通じてこれらの社会課題の解決に取り組むことで、企業価値の向上とSDGs達成への寄与、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

●マテリアリティ

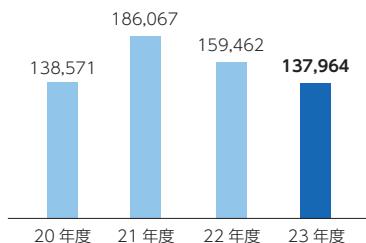


(5) 財産および損益の状況

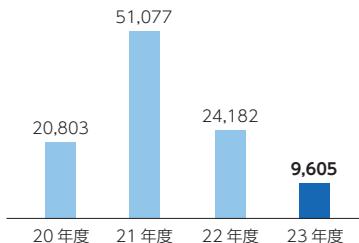
区 分	2020年度 第66期	2021年度 第67期	2022年度 第68期	2023年度 第69期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	138,571	186,067	159,462	137,964
経常利益 (百万円)	20,803	51,077	24,182	9,605
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,711	33,741	15,578	6,034
1株当たり当期純利益 (円)	337.44	833.24	395.84	154.81
純資産 (百万円)	93,123	121,684	126,751	130,140
1株当たり純資産 (円)	2,174.27	2,909.29	3,138.63	3,228.06
総資産 (百万円)	139,174	179,200	168,943	170,991

(注) 2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

■ 売上高 (百万円)



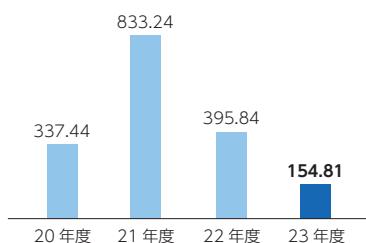
■ 経常利益 (百万円)



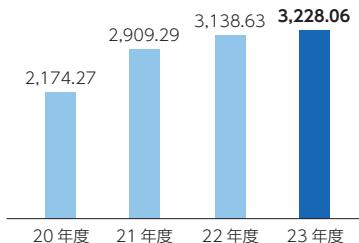
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



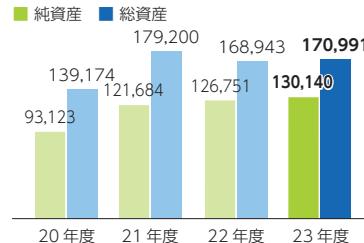
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産 (円)



■ 純資産／総資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株)第一岸本臨床検査センター	100	100.0	臨床検査の受託業務
(株)オー・ピー・エル	98	51.0	臨床検査の受託業務
(株)岡山医学検査センター	49	100.0	臨床検査の受託業務および調剤薬局事業
(株)松戸メディカルラボラトリー	30	97.0	臨床検査の受託業務
(株)日研医学	25	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ピーシーエルジャパン	20	100.0	病理・細胞診検査
(株)ジャパングリニカルサービス	20	100.0	臨床検査検体の受付および検査受付入力業務
(株)盛岡臨床検査センター	10	66.3	臨床検査の受託業務
(株)BMLメディカルワークス	10	100.0	検査用容器の製造等
(株)東海細胞研究所	10	100.0	病理・細胞診検査
(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス	100	100.0	食品衛生検査、バイオリフサイエンスに関する事業およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株)BMLフード・サイエンス	100	※注2 100.0 (100.0)	食品衛生検査事業
(株)アレグロ	30	※注2 100.0 (100.0)	治験実施機関支援業務

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)九州オープンラボラトリーズ	百万円 50	% 66.0	臨床検査の受託業務およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株) リンテック	224	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
微研(株)	90	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株)協同医学研究所	60	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株)QOLセントラルラボラトリーズ	10	※注3 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株)ラボテック	10	※注4 100.0 (51.0)	臨床検査の受託業務

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. 当社の子会社である(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。
 3. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。
 4. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありました(株)愛媛メディカルラボラトリーは、2023年8月1日付で当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲より除外しております。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は137,964百万円（前期比13.5%減、21,498百万円減）、営業利益は9,167百万円（前期比61.7%減、14,768百万円減）、経常利益は9,605百万円（前期比60.3%減、14,577百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,034百万円（前期比61.3%減、9,543百万円減）であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業部門	事業内容
検査事業	<ul style="list-style-type: none"> 臨床検体検査、食品衛生検査の受託業務 臨床検査試薬および検査用容器の製造販売
医療情報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ等の情報処理機器および医療関連ソフトウェアの開発、製造および販売
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> 調剤薬局事業 治験実施機関支援業務

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

営業所：東京営業所（東京都杉並区）、札幌営業所（北海道札幌市）
 仙台営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）
 大阪営業所（大阪府茨木市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
 検査施設：BML総合研究所（埼玉県川越市）、BML品川（東京都品川区）
 BML名古屋（愛知県名古屋市）、BML北陸（富山県富山市）

(9) 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
4,513名	98名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者年間平均4,553名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残額
(株) りそな銀行	400百万円
(株) 三井住友銀行	200百万円
(株) 三菱UFJ銀行	150百万円
(株) みずほ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,984,139株 (自己株式 3,310,287株除く)
- (3) 株 主 数 9,694名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
(株) ビーエムエル企画	10,154	26.04
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,222	8.26
近藤 健 介	3,171	8.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,425	3.65
近藤 シ ゲ	1,080	2.77
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	950	2.43
JP MORGAN CHASE BANK 385632	915	2.34
第一生命保険(株)	878	2.25
(有) エステート興業	779	2.00
(有) マトバリース	762	1.95

- (注) 1. 当社は、自己株式3,310,287株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の所有株式は、全て信託業務に係わる株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額5,000万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年20,000株以内としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	10,459	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く)	—	—	1名
当社監査役	—	—	3個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	—	—	600株
権利行使期間	2008年10月18日から 2028年6月27日まで	2009年10月15日から 2029年9月30日まで	2010年10月20日から 2030年9月30日まで
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	147,000円	217,200円	174,800円
権利行使時の払込金額 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く)	1名	2名	2名
当社監査役	4個	9個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	800株	1,800株	1,200株
権利行使期間	2011年10月19日から 2031年9月30日まで	2012年11月17日から 2032年10月31日まで	2013年10月12日から 2033年9月30日まで
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	167,300円	171,200円	296,200円
権利行使時の払込金額 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	2名 7個 — —	2名 8個 — —	4名 8個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	1,400株	1,600株	1,600株
権利行使期間	2014年10月16日から 2034年9月30日まで	2015年10月16日から 2035年9月30日まで	2016年11月29日から 2036年10月31日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	256,300円	294,300円	462,400円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(別記) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 健 介	株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長 株式会社協同医学研究所代表取締役会長 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長 有限会社エステート興業代表取締役社長
代表取締役副社長	荒 井 信 貴	BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長 兼海外事業室長
代 表 取 締 役	武 部 憲 尚	企画本部長兼グループ企画部長
取 締 役	大 澤 英 明	営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
取 締 役	柴 田 健 治	BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長 兼総研第四検査部長
取 締 役	山 下 祐 二	システム本部長
取 締 役	寄 高 由 季 子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
取 締 役	新 井 龍 晴	
取 締 役	大 澤 茂	矢作建設工業株式会社顧問
常 勤 監 査 役	森 下 健 一	一般財団法人近藤記念医学財団監事
監 査 役	徳 尾 野 信 成	徳尾野信成税理士事務所長 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役
監 査 役	出 縄 正 人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 イチカワ株式会社社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員

- (注) 1. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、社外監査役であります。
3. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏、大澤茂氏、監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役出縄正人氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 補欠監査役として、野原俊介氏を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 報酬等に係る方針の決定

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により、取締役および執行役員(以下、取締役等)の報酬の内容に係る方針を定めています。指名報酬委員会の委員は、当社代表取締役2名、社外取締役3名の計5名です。

2) 報酬等に係る方針の内容

指名・報酬委員会においては、役員報酬体系を検討し、取締役等の報酬の公平性・客観性を確保するため、当社と同規模の国内上場企業の役員報酬との比較検討を行いながら、以下の3つの体系で報酬を構成しています。

i) 月額報酬

ii) 役員賞与(短期インセンティブ)

iii) 譲渡制限付株式報酬(長期インセンティブ)

i)~iii)のうち、ii)については、各年度の業績に対する指標(KPI)、各担当の職務遂行結果等を総合的に勘案して決定することとしています。なお、各役位における役割責任及び業績責任を踏まえ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めています。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、その独立性を尊重する観点から、長期・短期インセンティブの対象外としています。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会で決定しています。

金銭報酬		株式報酬
Base (基本報酬) ・月額報酬	STI (短期インセンティブ) ・役員賞与	LTI (長期インセンティブ) ・株式報酬

3) 社内取締役・執行役員の報酬等に係る方針の具体的な内容

i) 月額報酬と役員賞与の割合

各役位における役割責任及び業績責任に応じ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めており、役位毎に月額報酬と役員賞与の割合を変動させ、比率は以下のとおりとしています。

月額報酬：賞与 = 5.8：4.2～8.5：1.5

ii) 株式報酬の割合

2023年度は、代表取締役社長を除き、報酬総額に占める株式報酬の比率を上げました（10%→20%）。

役職	固定			変動	
	月額報酬	株式報酬	賞与	レンジ	
上位	60%	55%	5%	40%	0.20~5.00
┆	┆	┆	┆	┆	
下位	88%	68%	20%	12%	0.64~1.44

以下の評価に応じて決定
 ①業績連動指数 (KPI)
 ②マネージメント評価

iii) 役員賞与の算定方法

基準賞与額に対し、以下の要素を加味し決定しております。

(ア)業績連動・・・年度計画に対する売上高と営業利益の達成率を指数化し、役位毎に定める基準賞与額を上限5.0倍～下限0.2倍のレンジで変動させ、役位が高いほど業績連動性を高めています。

(イ)マネジメント評価・・・代表取締役社長を除く社内取締役・執行役員が、事業年度毎に定める目標の達成度を代表取締役社長が評価し、基準賞与額に対し加減算しています。

(ウ)功績・・・事業年度において著しい功績を挙げた取締役等に対し加算しています。

(エ)重大事象・・・事業年度の経営に重大な影響を与えた取締役等に対し減算しています。

iv) 取締役等の報酬方針の決定

取締役会においては、指名・報酬委員会にて審議された役員報酬体系等を確認したうえで、当該年度の役員賞与および次年度の役員報酬方針について決議を行っています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち、社外取締役は0名）です。また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定しております。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。指名・報酬委員会が原案に対して審議を行ったうえで取締役会へ答申し、取締役会において役員報酬に関する方針を決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責や担当領域の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定する際は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を得た上で行っております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	251 (17)	157 (17)	88 (一)	5 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21 (7)	21 (7)	—	—	3 (2)

⑤ 業績連動報酬に関する事項

当社は月額固定報酬に加えて、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、業績連動報酬を導入しております。業績連動報酬の算定の基礎としては、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合により報酬額を算定しております。当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

当事業年度を含む売上高等の推移は、1. (5) 財産および損益の状況に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	寄高由季子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と人事分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	新井 龍晴	—	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	大澤 茂	矢作建設工業株式会社顧問	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と建設分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	徳尾野信成	徳尾野信成税理士事務所 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役	当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から当社の経理業務全般に関して発言を行っております。
監査役	出縄 正人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 イチカワ株式会社社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員	当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営全般に係る法的リスクに関して発言を行っております。

(注) 当社は、取締役寄高由季子氏、取締役大澤茂氏、監査役徳尾野信成氏および監査役出縄正人氏が兼職している他の法人等との間に、重要な関係はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	57百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	95百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業価値向上に関する助言業務及び統合報告書の企画に関する助言業務及びサステナビリティの取り組み向上に関する助言業務であります。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	107,977	流 動 負 債	34,648
現金 及 び 預 金	74,114	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	18,731
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	24,978	リ ー ス 債 務	1,533
商 品 及 び 製 品	395	未 払 法 人 税 等	642
仕 掛 品	661	賞 与 引 当 金	3,598
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,530	未 払 金	7,393
そ の 他	4,319	そ の 他	2,747
貸 倒 引 当 金	△21		
固 定 資 産	63,014	固 定 負 債	6,203
有 形 固 定 資 産	51,833	リ ー ス 債 務	3,732
建 物 及 び 構 築 物	13,146	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	232
土 地	16,919	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,709
リ ー ス 資 産	4,664	そ の 他	529
建 設 仮 勘 定	11,031	負 債 合 計	40,851
そ の 他	6,071	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	4,792	株 主 資 本	124,193
そ の 他	4,792	資 本 金	6,045
		資 本 剰 余 金	6,646
投 資 そ の 他 の 資 産	6,388	利 益 剰 余 金	119,730
投 資 有 価 証 券	3,102	自 己 株 式	△8,229
繰 延 税 金 資 産	1,440	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,649
そ の 他	1,899	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	568
貸 倒 引 当 金	△55	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,081
資 産 合 計	170,991	新 株 予 約 権	23
		非 支 配 株 主 持 分	4,273
		純 資 産 合 計	130,140
		負 債 純 資 産 合 計	170,991

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売上高			137,964
売上原価			92,335
売上総利益			45,628
販売費及び一般管理費			36,461
営業利益			9,167
営業外収益			
受取配当金		229	
不動産賃貸収入		54	
補助金の収入		155	
その他		211	651
営業外費用			
支払利息		104	
不動産賃貸原価		26	
設備賃借費用		37	
補助金の返還		22	
その他		22	213
経常利益			9,605
特別利益			
固定資産売却益		5	5
特別損失			
固定資産の除却損		82	
その他		5	87
税金等調整前当期純利益			9,523
法人税、住民税及び事業税		3,218	
法人税等調整額		41	3,260
当期純利益			6,263
非支配株主に帰属する当期純利益			228
親会社株主に帰属する当期純利益			6,034

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	76,383	流 動 負 債	32,469
現金及び預金	48,011	買掛金	17,003
受取手形	142	短期借入金	900
売掛金	21,156	長期借入金	1,253
仕掛品	219	未払費用	6,640
商品及び製品	483	未払法人税等	579
原材料及び貯蔵品	2,711	未償引当金	99
前払費用	485	前払金	2,374
倒引当金	3,189	前受資産	26
	△17	受取債権	3,477
		除の債権	57
		固定負債	1
固 定 資 産	60,153	固 定 負 債	4,743
有 形 固 定 資 産	42,150	リース負債	2,926
建物	8,709	退職給付引当金	1,430
構築物	374	退職給付の負債	342
機械及び装置	139		44
車両運搬具	14		
工具、器具及び備品	3,973		
土地	14,351		
建物	3,709		
建設仮勘定	10,878		
		負 債 合 計	37,213
無 形 固 定 資 産	4,129	(純資産の部)	
借入金	233	株 主 資 本	98,739
リース資産	2,782	資本金	6,045
その他の資産	7	資本剰余金	6,646
	1,106	資本準備金	6,646
		利 益 剰 余 金	94,275
投 資 そ の 他 の 資 産	13,874	利益剰余金	233
投資有価証券	2,733	その他の利益剰余金	94,042
関係会社株	8,484	特別償却準備金	2
出関係会社長期貸付金	55	固定資産圧縮積立	292
従業員長期貸付金	333	繰上利益剰余金	15,400
破産更生債権	1	繰上利益剰余金	78,347
長期前払費用	41	自 己 株 式	△8,229
繰延税金資産	264		
倒引当金	992	評価・換算差額等	561
	1,008	その他有価証券評価差額金	561
	△41	新 株 予 約 権	23
資 産 合 計	136,537	純 資 産 合 計	99,324
		負 債 純 資 産 合 計	136,537

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上	高 価		112,217
売 上 原 価			78,156
売 上 総 利 益			34,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			29,724
営 業 利 益			4,336
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3	
受 取 配 当 金		1,682	
不 動 産 賃 貸 料		479	
そ の 他		464	2,630
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		115	
不 動 産 賃 貸 原 価		284	
設 備 賃 貸 費		64	
そ の 他		15	480
経 常 利 益			6,487
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		0	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		612	613
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		30	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		3	
そ の 他		0	34
税 引 前 当 期 純 利 益			7,065
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,688	
法 人 税 等 調 整 額		30	1,719
当 期 純 利 益			5,345

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会

常勤監査役 森 下 健 一 ㊟

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟

社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会
常勤監査役 森 下 健 一 ㊟
社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟
社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

以 上

トピックス

BMLグループの新棟建設について

BMLグループでは将来の成長に向けて投資を行っており、BML総合研究所の他、病理学的検査の(株)ピーシーエルジャパン、食品衛生事業の(株)BMLフード・サイエンスにおいても新棟の建設および稼働を進めております。

新棟の建設場所や竣工・稼働時期について以下のとおりご紹介いたします。



BML総合研究所新棟(埼玉県川越市)

竣工:2024年8月予定
稼働:2025年1月予定

6期棟



Labcorp棟



(株)ピーシーエルジャパン新東京ラボ(東京都新宿区市谷)

竣工:2024年11月予定
稼働:2025年1月予定



(株)BMLフード・サイエンス新検査棟(埼玉県川越市)

竣工:2024年2月
稼働:2024年5月

BML第1号の電気自動車導入

BMLグループでは温室効果ガス（GHG）削減及び脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しており、その一環としてGHG排出量の少ないハイブリッド車・PHEV車・EV車への切り替えを計画しております。

2023年12月にはBMLで第1号となるEV車を導入しました。2024年6月には2台目のEV車を導入する予定です。

今後これらの車両を普及させていくために、各事業所にPHEV・EV用充電設備の設置を進め、利便性の向上を図ってまいります。



東京第一営業所に導入したEV車

埼玉県川越市への寄附金（1億円）の用途について

2022年11月9日に、埼玉県川越市に対して「保健・医療分野をはじめとして環境に資する事業」などを通じて地域の環境対策に役立てていただくことを目的として、1億円を寄附いたしました。

川越市からは、この寄附金を活用してPHEV・EV用充電設備の設置および救急車を導入したことの報告をいただきました。

なお、この救急車はBML総合研究所を管轄している川越西消防署に配備され、2023年12月1日より活用されています。



なぐわし公園PIKOAの充電設備



寄附金活用車両

「くるみん」認定を取得しました

BMLは、次代の社会を担う子ども達の健全な育成を支援する「子育てサポート企業」に付与される「くるみん」認定を取得しました。

「くるみん」認定は、2005年施行の「次世代育成支援対策推進法」に基づき創設され、次世代の育成支援に関わる行動計画を策定し、男性の育児休業や有給休暇の取得促進等の履行を含めた10項目全てを満たした企業に対して、厚生労働大臣が認定する制度です。

今後もBMLグループでは従業員が育児と仕事を両立できるよう、社内環境を整備して積極的に支援してまいります。



「健康経営優良法人2024（ホワイト500）」に認定されました

BMLは、優良な健康経営を実践している法人として、経済産業省及び日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人2024（ホワイト500）」に2年連続で認定されました。

BMLは、「豊かな健康文化を創造する」ことを企業理念に掲げており、従業員の健康保持・増進の重要性について、様々な機会を通して従業員へ発信するとともに、株主・取引先・地域社会、そして従業員とその家族を含めた人々の健康づくりに貢献し、豊かで文化的な社会を創造することを企業の存在意義と考えております。

これからも、従業員の健康増進を推進するとともに、健康経営の実践に向けて様々な取り組みを行ってまいります。



「ITパスポート」の全社的奨励について

BMLは、DX推進に向けた人財育成の一環としてITリテラシーの向上に力を入れています。特に「ITパスポート」資格の取得を全社的に奨励しており、資格保持者は300名を超えています。

「ITパスポート」試験は経済産業省が認定する国家試験で、ITを利活用する全ての社会人・これから社会人となる学生を対象とし、「IT基礎知識の他、ビジネス、情報セキュリティ、コンプライアンスといった幅広い知識を身に付ける」ことを目的としており、社会人として有用であることから多くの企業が取得を奨励しています。

今後もデータ活用に関する専門的な知識とスキルを持つ人財の育成に取り組んでまいります。



株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル 南館 4階 錦

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

電話：03-3344-0111（代表）

京王プラザホテル



交通機関のご案内

JR・京王線・
小田急線・
東京メトロ丸ノ内線・
都営新宿線

「新宿駅(西口)」

徒歩 5分

東京メトロ丸ノ内線

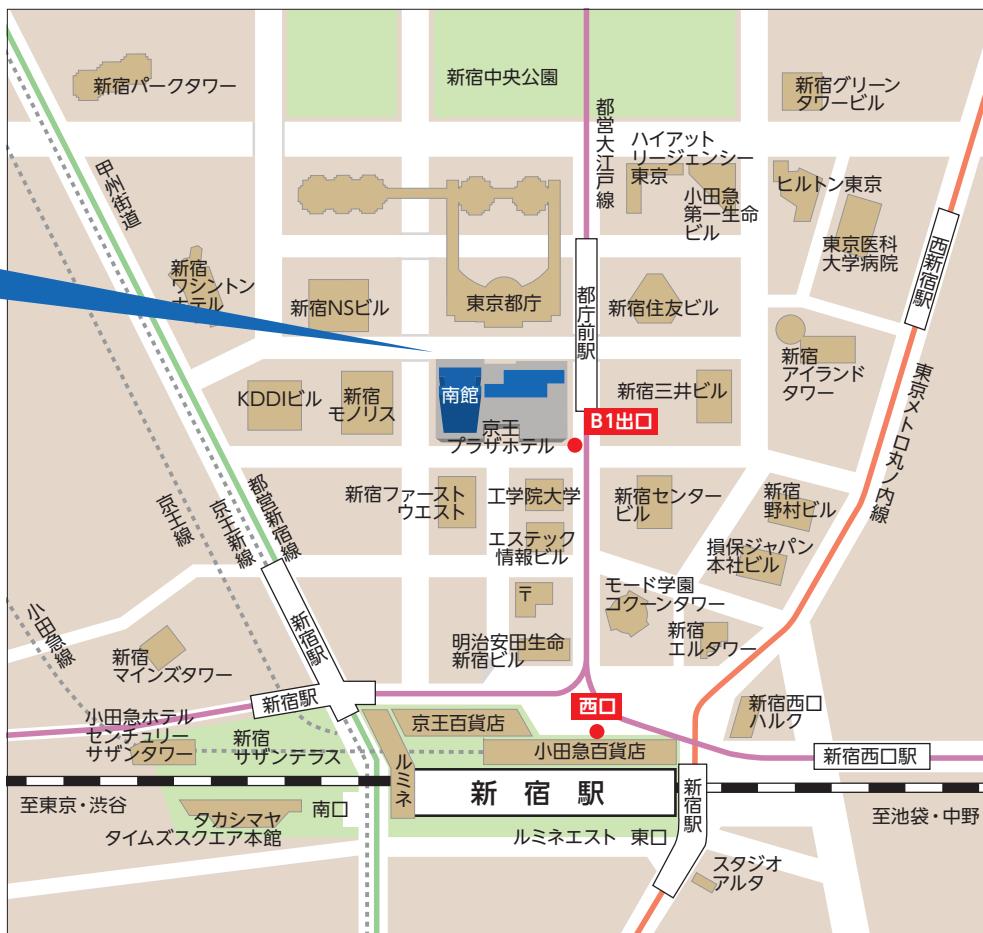
「西新宿駅」

徒歩 5分

都営大江戸線

「都庁前駅」

B1出口すぐ



車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社ビー・エム・エル

電話：03-3350-0111（代表）（土日祝日を除く9：00～17：30）

